

社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する第二種社会福祉事業

「社会貢献宿泊所 くすのき」

運 営 規 定

社会福祉法人 来友会

(目的)

第1条 社会福祉法人来友会が運営する「社会貢献宿泊所 くすのき」(以下、「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、生活困窮者に対し、適正に無料低額宿泊事業(以下「事業」という。)を実施することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、社会福祉法の趣旨に基づいて、生活困窮者等が可能な限り、生活への復帰を念頭に置いて、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、健康管理などを行うことにより、各人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができることを目指す。

(名称)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は次の通りとする。

- (1) 施設名称 社会貢献宿泊所 くすのき
- (2) 施設所在地 泉佐野市春日長2番28号
- (3) 定員 5名(原則として2名以上の世帯を利用させない。)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は以下の通りとする。

- (1) 施設長(管理者)1名  
施設職員の管理、業務の執行状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活支援員 3名  
利用者の日常生活の相談及び援助の業務に従事する。
- (3) 前項の場合のほか、必要がある場合には、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(支援対象者)

第5条 支援対象者は次の通りとする。

- (1) 一時的な生活困窮により、自立支援を必要とする者
- (2) 生活困窮により、緊急に保護する必要がある者
- (3) 独居が困難で施設等に入所する必要があると認められるものの、生計難等のため、やむを得ず緊急に一時保護する必要がある者

(支援の内容)

第6条 支援の内容は次の通りとする。

- (1) 施設入所者に対する居室の提供及び食事の提供(食事は希望する者のみ)
- (2) 施設入所者の日常生活相談及び可能な範囲での援助
- (3) 生活必需品の供与その他生活に関するサービス

(利用料)

第7条 施設は、サービスを提供した際には、宿泊所の利用料及び生活サービスの利用料の支払いを利用者から受けることができる。

2. 宿泊所の利用料に含まれるものは、安否確認、生活相談及び可能な範囲の援助、居室利用、施設に設置された物の使用、水道光熱費等、生活に関する費用とする。
3. 生活必需品の供与その他生活に関するサービスは、自己の資力にて可能な範囲で

ご利用者の負担とし、必要な場合は施設の負担にて提供する。

4. 施設は上記第 1 項及び第 2 項のサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
5. 施設は、第 1 項及び第 2 項の費用について、経済状況等を踏まえてやむを得ない事由がある場合には、利用者と協議の上、当該利用料を減額することができる。
6. 施設は、第 4 項の場合に、経済状況等から支払いが困難な場合であって、かつ施設長の許可があった場合には、利用料の一部又は全部を援助する。

(施設・設備の使用上の注意)

- 第 8 条 居室及び施設に備わっている設備、併設施設、敷地をその本来の用途に従って利用する。故意に施設や設備を壊したり、汚損した場合には利用者に自己負担により現状に復するか、相当の代価を支払うことを求める。
2. 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内の立ち入り必要な措置をとる。但し、利用者のプライバシーに保護については十分な配慮を行う。
  3. 施設の職員や他の利用者に対し、迷惑となる行為や宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことを禁止する。

(相談及び援助)

- 第 9 条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(非常災害)

- 第 10 条 施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めてその必要な訓練を定期的に行う。
2. 施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な措置を講じる。
  3. 利用者は非常災害時において、可能な限り併設及び隣接する施設の利用者の避難を職員と協力して行う。

(苦情への対応)

- 第 11 条 施設は、利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、利用者に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 軽費老人ホーム来友館 西座久史
- 受付時間 平日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】

泉佐野市役所 広域福祉課

所在地 泉佐野市市場東 1 丁目 295 番地の 3

電話番号 072-463-1212 (内線 2165)

F A X 0 7 2 - 4 6 4 - 9 3 1 4

【公的団体の窓口】

大阪府国民保険団体連合会

所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号

電話番号 0 6 - 6 9 4 9 - 5 4 1 8

F A X 0 6 - 6 9 4 9 - 5 4 1 7

(虐待防止)

第12条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じるように努める。

1. 虐待を防止するための職員に対する研修を実施する。
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
3. その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

(衛生・健康管理)

第13条 施設の衛生管理は、生活相談員と利用者が協力して清掃等を行い、衛生管理に努める。

2. 利用者は、感染症対策として、帰宅時には手洗い、うがいを行うこと。また、自身が発病しないように努めるとともに、体調の変化があれば速やかに職員に伝えること。
3. 施設は、必要があれば利用者を法人の協力病院に受診させ、又は健康保持に必要な措置をとることができる。また、11月から2月までに入所する者については、本人の負担又は施設の負担においてインフルエンザの予防接種を受ける。

(秘密保持)

第14条 施設の職員及び職員であった者、または施設を利用する者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第15条 施設は、以下の場合に、利用者の個人情報を利用者の同意を得て必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集する。

1. 入所する際に利用者及び家族等の個人情報の第三者からの収集。
2. 利用者の自立支援のための第三者への提供
3. 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
4. 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

附則 この規程は、平成30年2月1日から施行する。